

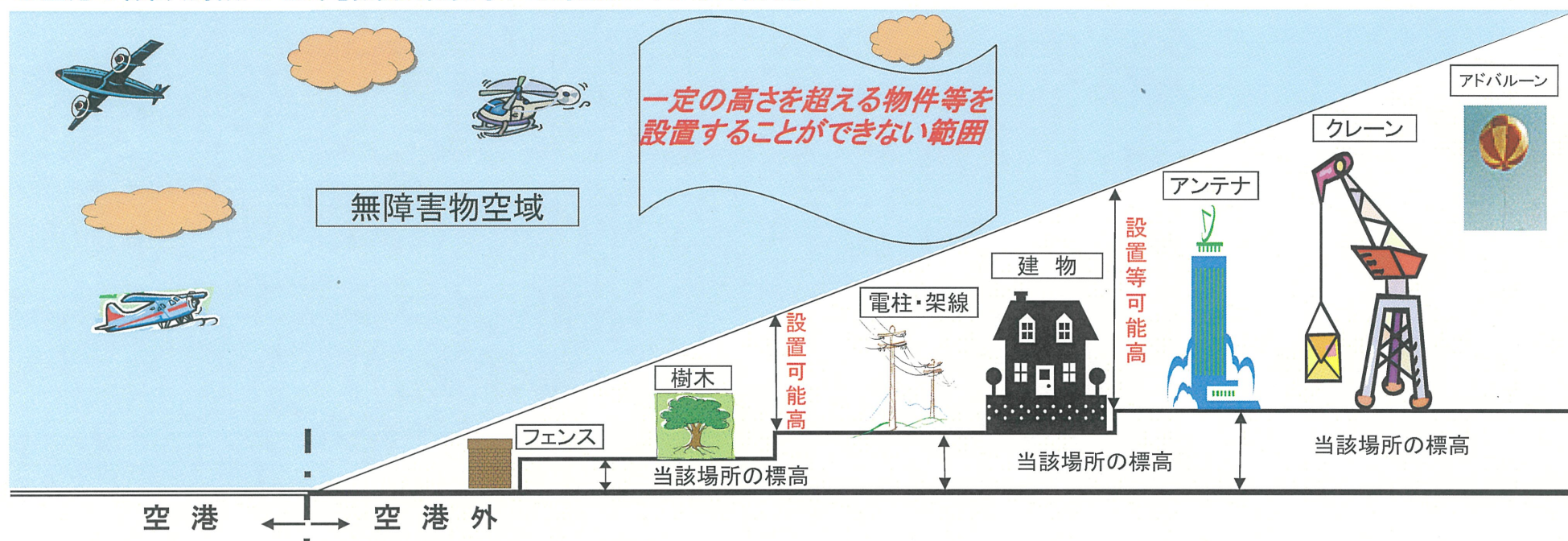
空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧ください。お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 TEL 06-6937-2726

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab>

◎空港の標高(海拔)が基準【標高:東京湾平均海面(TP)からの高さ】



(参考)

物件等には建築物はもとより、クレーン等仮設物、無線やテレビアンテナの設置、アドバルーンの係留、樹木などが含まれます。
なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせください。